

《年間保険料額の例》 ●世帯区分や年金以外の所得により変更となる場合があります。(100円未満切捨て)

(例1) 単身世帯で年金収入のみの場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	29年度保険料
80万円	9割	—	4,200円
153万円	8.5割	—	6,300円
168万円	8.5割	2割	16,600円
195万円	5割	2割	49,900円
211万円	2割	2割	73,600円
217万円	2割	—	88,600円

平成29年度の保険料額は、**平成29年7月に決定**します。決定後に、お知らせを個人ごとに送付します。

(年度途中の加入者は加入の翌月以降に送付します。)

(例2) 夫婦2人世帯で年金収入(妻80万円)のみの場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	29年度保険料
夫 80万円	9割	—	4,200円
妻 80万円		—	4,200円
夫 153万円	8.5割	—	6,300円
妻 80万円		—	6,300円
夫 168万円	8.5割	2割	16,600円
妻 80万円		—	6,300円
夫 211万円	5割	2割	60,800円
妻 80万円		—	21,200円
夫 222万円	5割	—	80,100円
妻 80万円		—	21,200円
夫 266万円	2割	—	130,400円
妻 80万円		—	33,900円

【例1の計算】 年金収入 168万(年金所得168万円-120万円=48万円)

均等割額 [42,480円×8.5割軽減] + 所得割額 [(48万円-33万円)×8.54%×2割軽減] = 16,600円

各市区町村のお問い合わせ先一覧

市区町村	担当部署名	電話番号
仙台市	保険年金課	022-261-1111(代)
青葉区	保険年金課	022-225-7211(代)
宮城総合支所	保険年金課	022-392-2111(代)
宮城野区	保険年金課	022-291-2111(代)
若林区	保険年金課	022-282-1111(代)
太白区	保険年金課	022-247-1111(代)
秋保総合支所	保険福祉課	022-399-2111(代)
泉区	保険年金課	022-372-3111(代)
石巻市	保険年金課	0225-95-1111(代)
塩竈市	保険年金課	022-355-6519
気仙沼市	保険課	0226-22-6600(代)
白石市	税務課	0224-22-1313
名取市	保険年金課	022-724-7105
角田市	税務課	0224-63-2114
多賀城市	国保年金課	022-368-1141(代)
岩沼市	税務課	0223-22-1111(代)
登米市	税務課	0220-22-2163
栗原市	健康推進課	0228-22-0370
東松島市	税務課	0225-82-1111(代)
大崎市	税務課	0229-23-5147
富谷市	税務課	022-358-3164

市区町村	担当部署名	電話番号
蔵王町	町民税務課	0224-33-3001
七ヶ宿町	町民税務課	0224-37-2193
大河原町	町民生活課	0224-53-2114
村田町	税務課	0224-83-6403
柴田町	健康推進課	0224-55-2114
川崎町	税務課	0224-84-2111
丸森町	町民税務課	0224-72-2116
亘理町	健康推進課	0223-34-0501
山元町	保健福祉課	0223-37-1113
松島町	町民福祉課	022-354-5705
七ヶ浜町	税務課	022-357-7452
利府町	税務課	022-767-2117
大和町	税務課	022-345-1116
大郷町	税務課	022-359-5505
大衡村	税務課	022-341-8513
色麻町	町民生活課	0229-65-2156
加美町	保健福祉課	0229-63-7872
涌谷町	税務課	0229-43-2114
美里町	町民生活課	0229-33-2114
女川町	税務課	0225-54-3131(代)
南三陸町	町民税務課	0226-46-1373

後期高齢者医療保険料のお知らせ

保険料の決まり方

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じた「所得割額」を合計して個人ごとに賦課され、一人一人に納めていただきます。均等割額と所得割率は、2年ごとに見直しされ、都道府県ごとに決められます。

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。



平成29年度 保険料の計算方法

$$\text{年間保険料額 (限度額57万円) * 100円未満切捨て} = \text{均等割額 1人当たり 42,480円} + \text{所得割額 賦課のもととなる所得* (旧ただし書き所得) \times 所得割率 8.54\%}$$

* 賦課のもととなる所得とは、旧ただし書き所得のことで、前年の総所得金額・山林所得金額・他の所得と区分して計算される所得の金額(退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額)の合計から、基礎控除額33万円を控除した額です。(ただし、雑損失の繰越控除分は控除されません。)

●収入と所得の違い

収入とは、所得税法上の収入金額(一括して受け取る退職所得に係る収入金額を除く)で、必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額等)を引く前の金額となります。また所得とは、収入から必要経費を引いた金額となります。なお、保険料の計算には、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの所得控除は適用されません。

公的年金等所得額の算出方法(65歳以上の方)

公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給(普通恩給、一時恩給)などとなります。遺族年金、障害年金、増加恩給は対象となりません。

公的年金等収入額(年額)	公的年金等所得額(赤字は控除額)
120万円以下	0円
120万円超~330万円未満	公的年金等収入額 - 120万円
330万円以上~410万円未満	公的年金等収入額 × 0.75 - 37万5千円
410万円以上~770万円未満	公的年金等収入額 × 0.85 - 78万5千円
770万円以上	公的年金等収入額 × 0.95 - 155万5千円

(例)公的年金等収入額が180万円の場合 [計算式] 180万円 - 120万円 = 60万円

宮城県後期高齢者医療広域連合

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号

電話 022-266-1021

FAX 022-266-1031

所得が少ない方への保険料軽減・減免制度



均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。軽減割合は、**同一世帯内の被保険者および世帯主（被保険者でない方も含む）**の所得金額の合計により判定されます。

均等割額の軽減対象判定基準

均等割額軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計額	軽減後の均等割額(年額)
9割軽減	33万円以下の世帯であって、世帯内被保険者全員の公的年金等収入額が80万円以下で、その他各種所得がない場合(赤字所得や対象の繰越損失額がある際は、それらを含んだ後の金額となります。)	4,248円
8.5割軽減	33万円以下の世帯	6,372円
5割軽減	33万円+(27万円×世帯の被保険者数)以下の世帯	21,240円
2割軽減	33万円+(49万円×世帯の被保険者数)以下の世帯	33,984円

均等割額の軽減判定時に使用される公的年金等所得額の算出方法

均等割額の軽減判定時に使用される公的年金等所得額

$$= \text{公的年金等収入額} - \text{控除額(前頁参照)} - \text{特別控除額15万円(65歳以上)}$$

均等割額の軽減を判定する際の注意事項

- * 軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した場合は資格取得日になります。
- * 土地譲渡所得などの特別控除がある場合は、特別控除前の金額で判定されます。(所得割額計算の際は、土地譲渡所得などの特別控除後の金額で算定されます。)
- * 専従者控除(給与)額について、専従主として専従者給与を支払った額は専従主の所得として含まれ、専従者給与を受け取った人の所得には含まれない金額で判定されます。
- * 繰越純損失額は、均等割額・所得割額ともに軽減判定の控除対象となります。
- * 繰越雑損失額は、均等割額の軽減判定のみ控除対象となります。

所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得」が58万円以下の方は、「**所得割額**」が**2割軽減**されます。

被保険者本人の賦課のもととなる所得が58万円以下の方	
所得割額	2割軽減

会社の健康保険などの被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療制度加入前日において、会社の健康保険(国民健康保険、国民健康保険組合は除く)などの被扶養者であった方は、「**均等割額**」が**7割軽減**、「**所得割額**」は**負担なし**となります。

(*)世帯の均等割額軽減割合が「9割軽減」「8.5割軽減」の場合は、それぞれ9割、8.5割軽減となります。

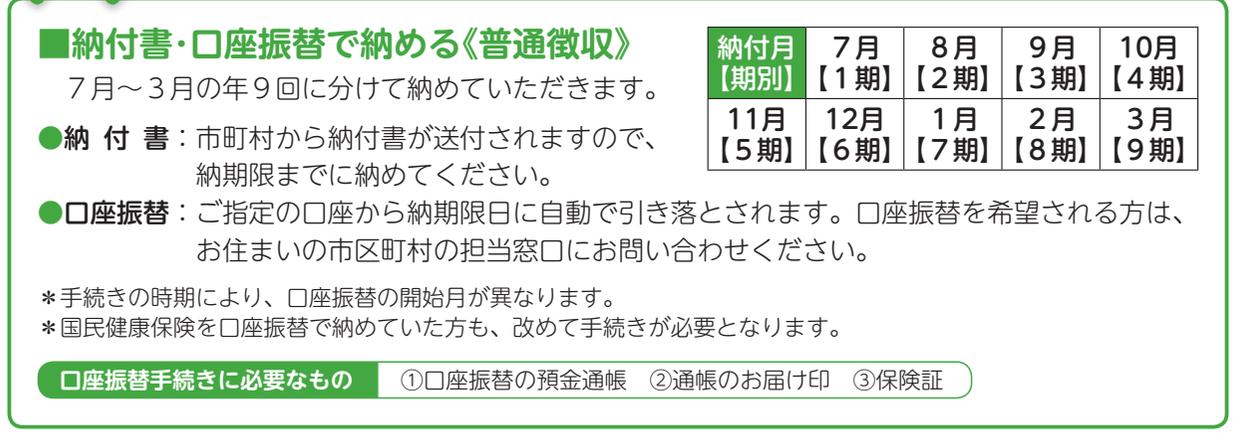
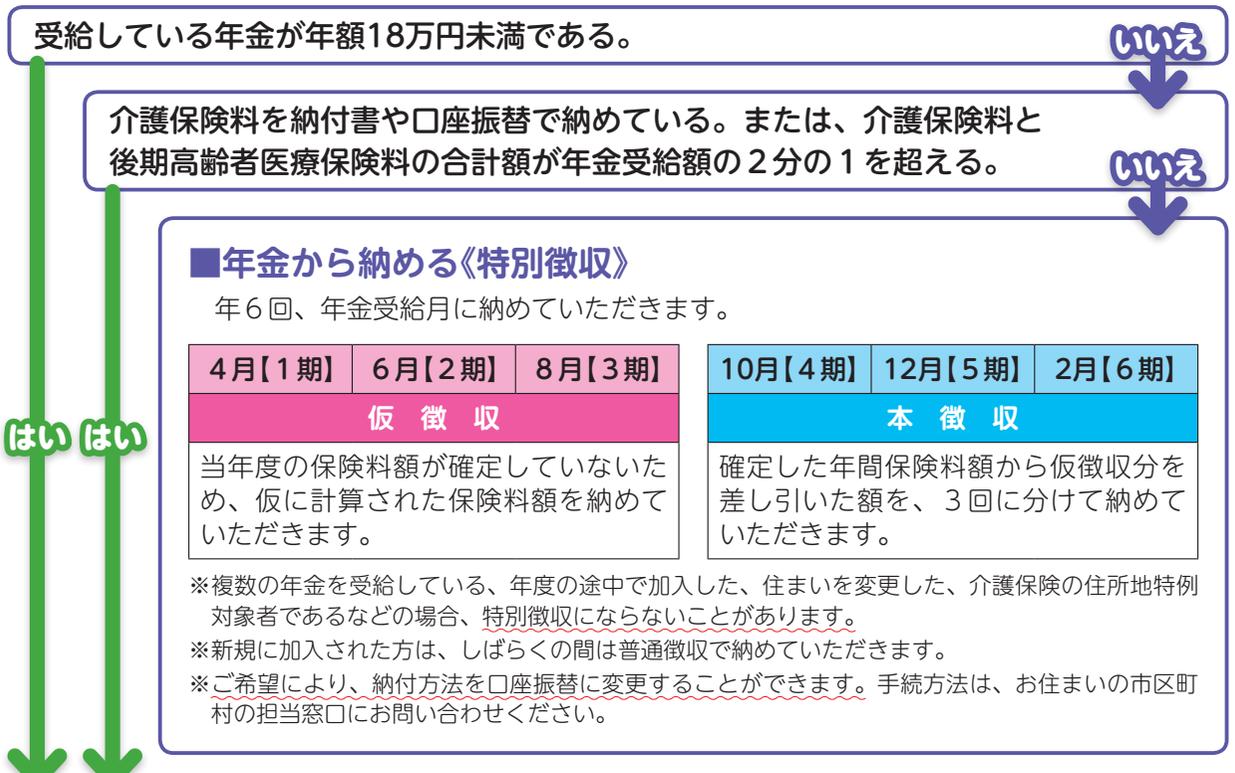
制度加入前日に会社の健康保険被扶養者であった方	
均等割額	7割軽減(*)
所得割額	負担なし

保険料の減免制度

- 次のような理由で保険料の納付が難しい方は、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。
- 災害で、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
 - 世帯主の死亡や失業などで、収入が著しく減少した場合

保険料の納め方

保険料は原則として年金差引きで納めていただきます。〈特別徴収〉
ただし、対象となる年金受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と合わせて保険料が年金の2分の1を超える方は、納付書または口座振替で納めていただきます。〈普通徴収〉



社会保険料控除としての取扱い

納めた保険料額は、所得税や住民税の申告の際に、社会保険料控除として所得控除の対象となります。納付方法により、以下のとおり適用される方が異なります。

〈年金からの場合〉年金受給者本人 〈納付書・口座振替の場合〉実際に負担した方

注意 保険料を滞納した場合

特別な理由がなく保険料を滞納した場合は、通常の保険証より有効期限の短い保険証(短期被保険者証)が交付されることがあります。保険料は納期内にきちんと納めましょう。